

第158回千葉県大規模小売店舗立地審議会

- 1 日 時：令和4年9月16日（金）午後2時00分から午後3時20分まで
- 2 場 所：ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花1
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員
渡辺委員、石川委員、小早川委員（書面）、河井委員、朝倉委員（書面）、
山崎委員（書面）
<事務局>
商工労働部経営支援課
- 4 開 会：
 - （1）成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
 - （2）県行政組織条例第32条第1項の規定により、渡辺会長が議長となった。
 - （3）議事録署名人選出（議長が石川委員と河井委員の2名を指名した。）
 - （4）審議案件概略説明
<事務局>
本日の審議案件は、館山市の（仮称）クスリのアオキ大神宮店、浦安市の（仮称）フォルテ新浦安の新設2件の届出案件となっております。
以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。
- 5 議 事：

議題（1）：届出に対する県意見の審議について

【審議案件1 クスリのアオキ大神宮店（館山市）】

<渡辺会長>

最初に、審議案件1の「(仮称)クスリのアオキ大神宮店」に係る「株式会社クスリのアオキ」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

（審議資料及びスクリーンにより説明）

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

特にないようですので、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

それでは、交通について、小早川委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

小早川委員からは、県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の意見をお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは、県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の意見をお願いします。

<事務局>

山崎委員からは、県意見無しとする事務局案への意見はありませんでした。

設置者に対する助言等としては、「入口部分で一番目立つところが砂利敷というのは街並み景観に対しての配慮が欠けていると思います。こここそ緑地として整備するべきところ です。道路からの景観に対して立面での検討をして景観を作るようにしてください。」との意見をいただいております。

<渡辺委員>

その他、委員の皆さまご意見ありますでしょうか。

<河井委員>

おそらく今回の計画に反対意見が出なかったのは、こういう施設があってほしい、と住民の方が思っていたからだと思います。ただ、騒音については直近住居外壁での再予測でやっと基準を満たしているということで、今後いろいろな建物が建つかもしいないので、その時には近隣住居への影響を考えてなるべく騒音を減らすような計画にしてほしい、と希望する。

<渡辺会長>

それでは、他に御意見もないようですので、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

設置者に対する要望として、入口の緑化や騒音について、事務局から伝えるということにさせていただきます。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

【審議案件2 （仮称）フォルテ新浦安（浦安市）】

<渡辺会長>

次に、審議案件2の「仮称）フォルテ新浦安」に係る「株式会社ベルク」からの新設の届出に対する県意見案について審議を行います。

概要について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

（審議資料及びスクリーンにより説明）

<渡辺会長>

それでは、ただいまの説明について何か御質問がございましたら、お願いします。

<各委員>

ありません。

<渡辺会長>

それでは、各専門分野の委員の皆様方の御意見をいただきたいと思います。

それでは、交通について、小早川委員の書面意見をお願いします。

<事務局>

小早川委員からは、県意見無しとする事務局案への意見及び設置者に対する助言等ともにありませんでした。

<渡辺会長>

騒音について、朝倉委員の意見をお願いします。

<事務局>

朝倉委員からは、県意見無しとする事務局案への意見はありませんでした。

設置者に対する助言等としては、「全ての騒音評価点において、昼間の等価騒音レベル及び夜間最大値（定常騒音）予測値は基準値を下回っており問題ない。一方、来客車両走行音に関する夜間最大値の予測値については、隣地境界で基準値超過となっている点もみられるが、住居側の評価点では基準値内に収まっているため、騒音影響は軽微であり、顕著な問題は生じづらいと推測される。しかしながら、予測された騒音レベルは、あくまで変動する騒音を平均化した場合の数値であり、夜間の突発的な来客車両走行音等については、住民等に聞き取れる程度の音圧レベルとなる恐れもある。来客車両走行音等による住民の睡眠影響等の問題が発生しないよう、継続的に留意した運営をして頂くよう意見する。」との意見をいただいております。

<渡辺会長>

街並みづくりについて、山崎委員の意見をお願いします。

<事務局>

山崎委員からは、県意見無しとする事務局案への意見はありませんでした。

設置者に対する助言等としては、「様々な種類の植栽をしていることは好感が持てますが、西側の建物沿い、誰も見ないような場所でハイノキを入れるのは残念です。千葉ではあまり生育が良くなくお金をかけるのがもったいないです。緑豊かな空間を造るために、手入れのかからないセイヨウカナメモチやキンマサキなどに変更してはどうでしょうか。」との意見をいただいております。

<渡辺委員>

その他、委員の皆さまご意見ありますでしょうか。

<河井委員>

近隣にこれから学校が建つ予定があると思う。その学生や生徒たちが事故に巻き込まれないような注意をお願いしたい。搬出入の時間帯に登下校の時間が重ならないような配慮も必要かと思う。

<渡辺会長>

周辺に学校が建つ予定はあるのですか。

<事務局>

設置者とのやり取りの中では、そのような情報は聞いていません。

<渡辺会長>

スクールゾーンが設定されているなど交通に係る制約は、今のところ出店時においては、ない、ということでしょうか。

<事務局>

通学路は出入口の付近には設定されていないということで、設置者から聞いています。

<渡辺会長>

スクリーンの説明資料の写真を撮ったのは何時頃ですか。

<事務局>

平日の午後の時間帯です。

<渡辺会長>

こんなに車が通らないのですか。

<事務局>

計画地及び調査交差点の位置は埋め立て地の端のほうであるため、周辺住民の方の通行が主で、頻繁に車が通ることはあまりないと思われます。

<渡辺会長>

通過交通はあまりないということですね。

<事務局>

そうです。

<渡辺会長>

それでは、本案件についての取りまとめを行います。

本案件に対する県の意見（案）については、「妥当である」としてよろしいでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<渡辺会長>

それでは、そのように決定いたします。

議題（２）：届出に対する県意見の報告等について

配付資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第159回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程について説明した。

6 閉 会：午後3時20分閉会